9.18 交通安全

9.18.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.18-1 に示すとおりである。

表 9.18-1　調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①公共交通機関の状況 ②交通量等の状況 ③道路及び交通安全施設等の状況 ④アクセス経路の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥規制等の状況 ⑦公共での移動に関する法令等の基準	事業の実施に伴う交通安全の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 公共交通機関の状況

「東京都鉄道路線図」(東京都)、「みんくるガイド」(平成 28 年４月　東京都交通局) 等の既存資料調査によった。

2) 交通量等の状況

調査は、「平成 22 年度 全国道路街路交通情勢調査(道路交通センサス)交通量調査報告書」(平成 24 年 3 月　東京都建設局道路建設部)等の既存資料調査及び現地調査によった。

3) 道路及び交通安全施設等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

4) アクセス経路の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

5) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用　平成 23 年東京都区部」(平成 25 年 3 月　東京都都市整備局) 等の既存資料の整理によった。

6) 規制等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理によった。

7) 公共での移動に関する法令等の基準

調査は、道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)、道路構造令 (昭和 45 年政令第 320 号) の法令の整理によった。

(4) 調査結果

1) 公共交通機関の状況

ア．鉄道

計画地周辺の鉄道乗車人員の推移は、「9.17 公共交通へのアクセシビリティ 9.17.1 現況調査 (4) 調査結果 1) 公共交通機関の状況」(p.380 参照) に示したとおりである。

最寄り駅は、有明駅、有明テニスの森駅（東京臨海新交通臨海線(ゆりかもめ)）と、国際展示場駅（東京臨海高速鉄道(りんかい線)）がある。利用者数は、平成26年度の場合、有明駅が約101万人(日平均では2,778人)、有明テニスの森駅が約54万人(日平均では1,485人)、国際展示場駅が約1,216万人(日平均では33,307人)となっている。

イ．バス路線

計画地周辺の主なバス路線網は、表 9.17-3（p.382 参照）及び図 9.17-2（p.383 参照）に示したとおりである。

計画地周辺では、門前仲町を起点とし、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線(有明通り)を経由し、東京テレポート駅前に至る海 01 系統等が運行されており、最寄りのバス停は、計画地北側直近の有明コロシアムバス停、有明バス停、有明テニスの森バス停、有明一丁目バス停及び有明クリーンセンターバス停である。

2) 交通量等の状況

交通量等の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (5) 調査結果 6) 自動車交通量等の状況」(p.76 参照) に示したとおりである。

計画地周辺の周辺の平日の交通量は 10,927～15,939 台/日、大型車混入率は 29.8～38.7%、休日の交通量は、10,299～12,870 台/日、大型車混入率は 19.5～26.3%である。

3) 道路及び交通安全施設等の状況

道路及び交通安全施設等の状況は「9.14 安全 9.14.1 現況調査 (4)調査結果 7)バリアフリー化の状況」(p.327 参照) に示すとおりである。

計画地周辺の主要な道路としては、計画地東側に都道 484 号豊洲有明線、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲線（有明通り）、計画地北側に特別区道 江 615 号、計画地南側に一般国道 357 号（湾岸通り）及び首都高速湾岸線がある。

都道 484 号豊洲有明線と特別区道 江 615 号が交差する有明コロシアム東交差点及び都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲線（有明通り）と特別区道 江 616 号が交差するかえつ学園西交差点には、歩行者用の信号機及び横断歩道が設置されている。また、一般国道 357 号（湾岸通り）及び首都高速湾岸線は、都道 484 号豊洲有明線と交差する箇所では掘割構造となっているほか、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲線（晴海通り）と一般国道 357 号（湾岸通り）が交差する東雲交差点には、歩行者用の信号機及び横断歩道が設置されている。

4) アクセス経路の状況

アクセス経路の状況は、「9.14 安全 9.14.1 現況調査 (4) 調査結果 7)バリアフリー化の状況 イ. 公共交通機関から施設へのバリアフリー化」(p.328 参照) に示したとおりである。

計画地までの歩行者経路としては、東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）有明テニスの森駅から都道 484 号豊洲有明線を利用する経路、東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）有明駅から都道 484 号豊洲有明線を利用する経路、東京臨海高速鉄道（りんかい線）国際展示場駅からコロシアムブリッジを利用する経路がある。

バス停から計画地までの主なアクセス経路は、表 9.17-4（p.384 参照）に示したとおりであり、有明コロシアムバス停、有明バス停、有明テニスの森バス停、有明一丁目バス停及び有明クリーンセンターバス停から直接アクセスする経路がある。

有明テニスの森駅からの経路及び有明駅からの経路は歩道が整備され、マウントアップや横断防止柵が整備されている。また、国際展示場駅からの経路であるコロシアムブリッジは歩道橋であり、車道と分離されている。

5) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現地調査 (4) 調査結果 4) 土地利用の状況」(p.66 参照) に示したとおりである。

計画地は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく工業地域、計画地の周辺は第一種住居地域となっている。

工事用車両の走行ルート及び計画地周辺の教育施設や福祉施設等の位置関係は、図 9.18-1 及び表 9.18-2 に示すとおりである。

表 9.18-2(1)　計画地周辺の主要な公共施設（教育・福祉・医療施設等）

区　分		番号	施設名	住所
教育施設	幼稚園	1	江東区立ひばり幼稚園	江東区東雲 2-4-1-103
		2	港区立にじのはし幼稚園	港区台場 1-1-5
	認定こども園	3	私立しののめ YMCA こども園	江東区東雲 1-9-46
		4	豊洲めぐみこども園	江東区豊洲 6-2-30
	小学校	5	江東区立東雲小学校	江東区東雲 2-4-11
		6	江東区立有明小学校	江東区有明 2-10-1
		7	港区立港陽小学校	港区台場 1-1-5
	中学校	8	江東区立有明中学校	江東区有明 2-10-1
		9	港区立港陽中学校	港区台場 1-1-5
		10	私立かえつ有明中学校	江東区東雲 2-16-1
	高等学校	11	私立かえつ有明高等学校	江東区東雲 2-16-1
	大　学	12	有明教育芸術短期大学	江東区有明 2-9-2
		13	東京有明医療大学	江東区有明 2-9-1
		14	武蔵野大学	江東区有明 3-3-3
福祉施設	保育園、児童施設	15	江東区立東雲保育園	江東区東雲 1-8-5
		16	江東区立東雲第二保育園 東雲児童館 東雲学童クラブ（公設民営）	江東区東雲 2-4-4
		17	江東湾岸サテライトナーサリースクール本園	江東区有明 3-7-26
		18	江東湾岸サテライトスマートナーサリースクール本園	江東区有明 1-5-22
		19	さんいく保育園有明	江東区有明 1-5-2
		20	YMCA オリーブ保育園	江東区東雲 1-8-18
		21	YMCA キャナルコート保育園	江東区東雲 1-9-14
		22	ひまわりキッズガーデン東雲	江東区東雲 1-9-18
		23	東雲キャナルコートナーサリースクール	江東区東雲 1-9-51
		24	東雲第二学童クラブ（公設民営）	江東区東雲 1-9-13
		25	ナーサリールーム　ベリーベアー東雲	江東区東雲 2-3-17
		26	ひまわりキッズガーデン有明	江東区有明 1-4-11
		27	ひまわりキッズガーデン有明の森	江東区有明 1-4-20
		28	ナーサリールームベリーベアー東雲 Annex	江東区東雲 1-9-4 パークタワー東雲 1 階
		29	保育園夢未来東雲園	江東区東雲 1-9-5 東雲合同庁舎 1 階
		30	東雲ルミナス保育園	江東区東雲 1-9-10 イオン東雲ショッピングセンター2F
		31	江東湾岸サテライトスマートナーサリースクール分園	江東区東雲 1-9-10
		32	ハッピーマム東雲キャナルコート	江東区東雲 1-9-22 アパートメンツ東雲キャナルコート
		33	ニチイキッズありあけ保育園	江東区有明 3-6-11 東京ファッションタウンビル 1F
		34	ニチイキッズありあけ第二保育園	江東区有明 3-6-11 東京ファッションタウンビル 3F
		35	小学館アカデミーしんとよす	江東区豊洲 6-2-10
		36	おうち保育園しののめ	江東区東雲 1-9-16-210
		37	アスクお台場保育園	港区台場 2-2-3
		38	台場保育園	港区台場 1-5-1
		39	台場児童館	港区台場 1-5-1

表 9.18-2(2)　計画地周辺の主要な公共施設（教育・福祉・医療施設等）

区　分		番号	施設名	住所
医療施設	高齢者福祉施設、障害者福祉施設	40	東雲芳香苑高齢者在宅サービスセンター 長寿サポート東雲 （東雲芳香苑在宅介護支援センター）	江東区東雲 2-2-29
		41	台場高齢者在宅サービスセンター	港区台場 1-5-5
		42	グランチャ東雲	江東区東雲 1-9-46
		43	スマートキッズプラス東雲	東雲 1-6-23
	病院	44	公益財団法人がん研究会　有明病院	江東区有明 3-8-31
		45	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲 5-1-38
その他	図書館	46	江東区立東雲図書館	江東区東雲 2-7-5-201

注）地点番号は、図 9.18-1 の表記に対応する。

出典:「施設案内」（平成 28 年 10 月 14 日参照　江東区ホームページ）
https://www.city.koto.lg.jp/sisetsu/index.html
「施設案内」（平成 28 年 10 月 14 日参照　港区ホームページ）
http://map.city-minato.jp/
「医療機関名簿」（平成 27 年 9 月　東京都）

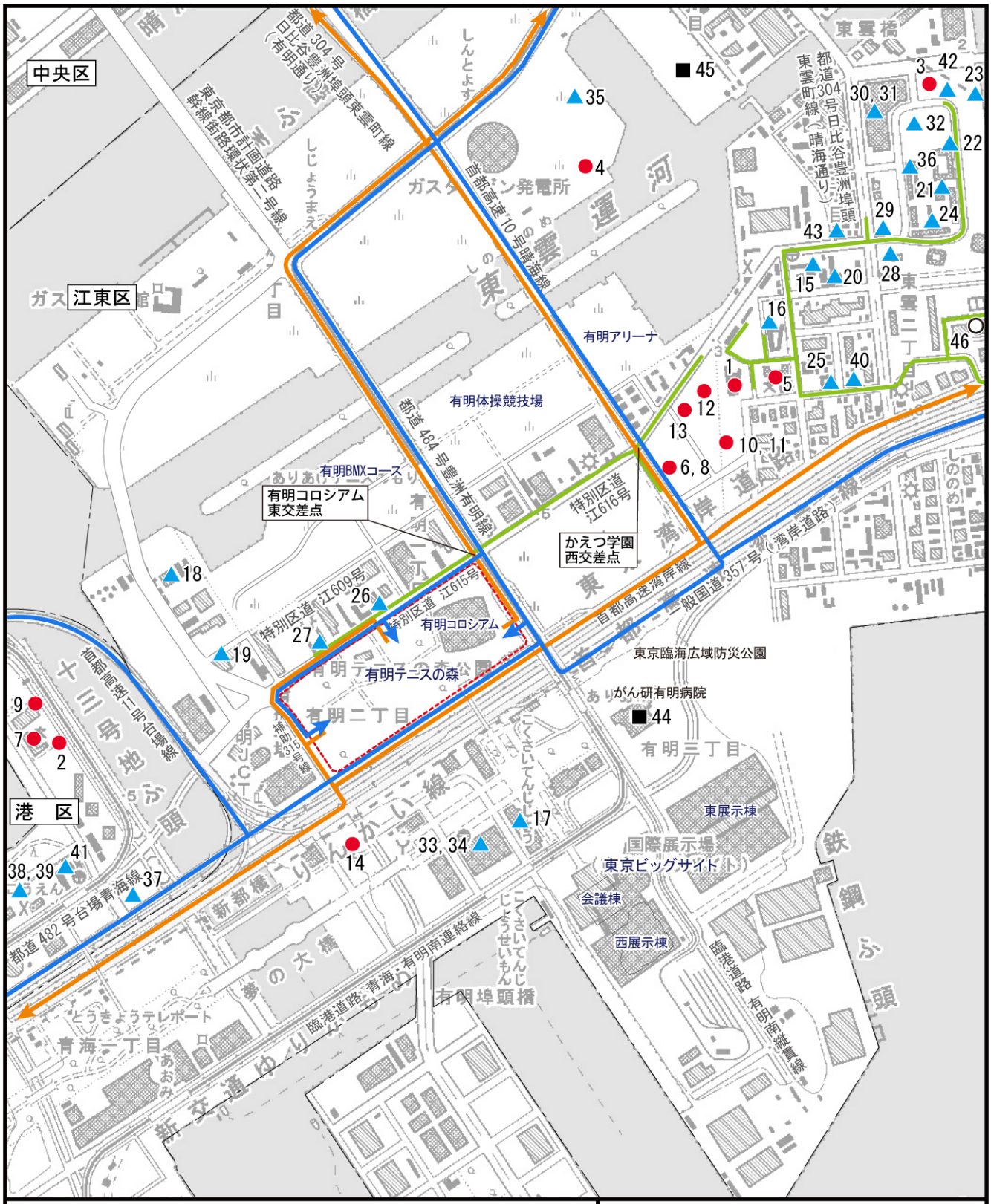

凡　例

- 計画地
- 区界
- 工事用車両集中ルート
- 工事用車両発生ルート
- 通学路
- ● 教育施設（No.1 ～ 14）
- ▲ 福祉施設（No.15 ～ 43）
- ■ 医療施設（No.44 ～ 45）
- ○ その他（No.46）

Scale 1:15,000

0　150　300　600m

図9.18-1
計画地周辺の主要公共施設
（教育・福祉・医療施設等）

注）工事用車両の走行ルートは今後変更の可能性がある。

6) 規制等の状況

規制等の状況は、「9.16 交通渋滞 9.16.1 現況調査（4）調査結果　4）規制等の状況」（p.375 参照）に示したとおりである。

工事用車両の走行ルートである計画地東側の都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）及び計画地西側の都道 484 号豊洲有明線は、６車線であり、法定速度は 60km/h、計画地北側の特別区道　江 615 号線は、４車線であり、規制速度は 50km/h である。

7) 公共での移動に関する法令等の基準

公共での移動に関する法令等については、表 9.18-3 に示すとおりである。

表 9.18-3　交通安全に係る法律等

法令・条例等	責務等
道路交通法 （昭和 35 年法律 第 105 号）	（目的） 第一条　この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。 （通行区分） 第十七条　車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。
道路構造令 （昭和 45 年政令 第 320 号）	（この政令の趣旨） 第一条　この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準にあつては、道路法（以下「法」という。）第三十条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（同項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。）を定めるに当たつて参酌すべき一般的技術的基準を定めるものとする。 第十一条　第四種の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 ２　第三種の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 ３　歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。 ４　横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 ５　歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

9.18.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施に伴う、会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事、大会開催時の交通規制などで交通安全に変化が生じると思われる期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、公共交通機関から会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車道線分離の状況から推定する方法とした。

(5) 予測結果

工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）を利用するほか、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）、都道 484 号豊洲有明線及び特別区道　江 615 号を利用する計画である。

工事用車両の走行ルートは、ほとんどがマウントアップ形式や横断防止柵等により歩道と車道が分離されている。計画地北側の特別区道　江 615 号及び計画地東側の都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）において工事用車両の走行ルートと通学路が重なるが、特別区道　江 615 号においては縁石と横断防止柵が設置されており、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）においてはマウントアップと横断防止柵が設置されている。また、計画地北側の有明コロシアム東交差点及び計画地北東側のかえつ学園西交差点において、工事用車両の走行ルートと通学路が交差するが、歩行者用の信号と横断歩道が整備されている。

また、計画地内北西側に位置する練習用コートは、工事が始まっても一定期間は供用を続ける計画である。

工事用車両の走行にあたっては、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。特に通学路に指定されている計画地北側の特別区道　江 615 号においては、安全走行を徹底し、児童の登下校に配慮する。工事の実施に当たり道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定し、一般歩行者の交通安全を確保する。また、工事を行う際には工事エリア周辺に仮囲いを設置し、計画地内北西側の練習用コートの利用および利用者の交通安全に配慮する。

9.18.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

・工事用車両の走行ルートは、計画地までの歩行者の交通安全への配慮のため、極力、一般国道 357 号線（湾岸道路）を利用する。

・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。

・工事エリア周辺に仮囲いを設置し、コートの利用及び利用者の交通安全に配慮する。

・計画地周囲の歩道等を占用する工事を行う場合には、交通整理員の配置等を計画する。

・工事用車両の走行にあたっては、安全走行を徹底する。

(2) 予測に反映しなかった措置

・工事に際して、西側に工事用車両の出入口を設け、北側からの出入は通学時間は極力避けることを検討する。

・工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画である。

・歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者、自転車等の安全確認の徹底等の交通安全教育を工事用車両運転者に対して徹底する。

9.19.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、歩車動線分離の現況とした。

(2) 評価の結果

工事用車両の走行ルートは、ほとんどがマウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されている。計画地北側の特別区道　江 615 号及び計画地東側の都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）において工事用車両の走行ルートと通学路が重なるが、特別区道江 615 号においては縁石と横断防止柵が設置されており、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線(有明通り）においてはマウントアップと横断防止柵が設置されている。また、計画地北側の有明コロシアム東交差点において、工事用車両の走行ルートと通学路が交差するが、歩行者用の信号と横断歩道が整備されている。

また、計画地内北西側に位置する練習用コートは、工事が始まっても一定期間は供用を続ける計画である。

工事用車両の走行にあたっては、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。特に通学路に指定されている計画地北側の特別区道　江 615 号においては、安全走行を徹底し、児童の登下校に配慮する。また、工事の実施に当たり道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定し、一般歩行者の交通安全を確保する。また、工事を行う際には工事エリア周辺に仮囲いを設置し、計画地内北西側の練習用コートの利用および利用者の交通安全に配慮する。

以上のことから、現況の歩車動線分離を低下させることはなく、評価の指標は満足するものと考える。